

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県南安曇郡 豊科町

## 2 構造改革特別区域の名称

豊科町障害者支援特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

長野県南安曇郡豊科町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

豊科町は長野県のほぼ中央にある安曇野の中心部に位置し、総面積 39.11k m<sup>2</sup>の 75% は複合扇状地上にあり、標高 550m前後の地味肥沃な水田地帯になっています。人口は平成 16 年 12 月 1 日現在 27,600 人です。このうち、身体障害者は 954 人（うち、18 歳未満 28 人）、知的障害者は 129 人（うち、18 歳未満 33 人）となっています。

65 歳以上の高齢者は 6,172 人（22%）おり、平成 12 年の介護保険実施に伴い、40 人定員の豊科町デイサービスセンター通所介護施設が 2 ヶ所開所されています。

障害者施設につきましては、支援費制度でデイサービスが利用できるようになりましたが、在宅知的障害者の社会生活の場としてデイサービスセンター、ショートステイ入所施設等地域生活に関する施設が当町域内にはないため、身近な場所でサービスを利用することができないのが現状であり、この点の対応が大きな課題となっています。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

支援費制度の理念は、どんなに重い障害をもっていようと、生まれ育った地域で家族や地域の人たちと、ともに分け隔てなく生活し、生き生きと活動できる社会を目指すことだと思います。しかし、豊科町においては障害をもつ人たちにとって、そうした日中活動の場が不足しています。

町内に 101 人いる在宅・知的障害者は学校や共同作業所等に通うか、それ以外は在宅で日中を過ごすしかなく、本人、介護者ともに困惑し家庭内のトラブルとなり相談に来

るのが実態であります。

障害者の主体性、選択性を尊重する支援費制度の施行に伴い、また、障害者の地域生活への移行を目指している障害者施策の動向にも沿ったものとして、日中活動の場として共同作業所の分所や生活の場であるグループホーム等の計画も検討中ですが、てんかん等の症状を有する障害者の通所施設もなく、在宅介護を余儀なくされています。

また、町内には県立の子ども病院があり、障害児等との関わりが常にあります。

そこで、施設設置が困難である障害者通所施設の代りとしてデイサービス通所への要望は強く、町として本特例措置の適用を受けることの意義は大きいものと考えています。

財政的にも厳しい当町においては、障害者のデイサービスを単独で設置することは困難であるが、介護保険実施に伴い整備された介護保険法による通所介護事業を利用することで、問題を解決することができるものと考えています。

同様の状況にある市町村は全国的にも多いものと推測され、本特区認定による事業実施により、これら市町村への波及も見込まれます。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

豊科町は、町民が健康で生きがいを持ち、楽しく安心して活力ある生活がおくれる社会を目指しており、このため誰もが地域で「自立」した生活を送ることができるような支援体制を確立することが重要であります。

そのためには、町民の健康をたもつ一体的な保健、福祉、医療サービスを積極的に推進することが大切であり、また町民にとって生きがいを持てる社会参加の場が必要です。楽しく安心して生活がおくれるように支援サービス資源を確保するとともに、一人ひとりの状況に応じた支援を実施し、支援を必要とする人が誰でも、必要なときに、出来るだけ身近なところで、必要な支援サービスを利用できる環境の整備が不可欠であります。そのことは町民が住みなれた地域で生涯にわたる生活を維持することができるよう、社会資源の整備や地域住民の協調を進めるための支援体制を確立することであり、ます。

しかしながら、障害者にとって、デイサービス事業については、65歳未満の身体障害者は指定通所介護事業所の利用ができますが、知的障害者及び障害児は利用できない状況にあります。

このような相互利用についての規制により、知的障害者及び障害児の日中活動の場が

限定されていることから、規制の特例により指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入を可能とすることで、在宅福祉サービスの向上を図り、障害者及び障害児の地域生活を支え、誰もが安心して生活していける地域づくりの実現を図り、また、これにより保健、福祉・医療の充実を推進し、もって全国的な波及が見込まれるモデルとします。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特区認定により、指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入を可能とすることによって、デイサービス利用を希望する知的障害者及び障害児のデイサービス利用の実現と、これをはじめとして、ショートステイ入所、共同作業所等の障害者の在宅福祉サービスを充実することにより、地域で自立した生活のできる安心感と社会参加が図られます。さらに、現在施設に入所中の知的障害者の在宅生活への移行も可能となり、障害者及び障害児が身近な地域で自立した生活を送れる社会を形成する支援ともなります。なお、介護者においても、身体的、精神的な負担が軽減され、それにより日中の空いた時間での就業も可能となるなど社会参加が図られます。

また、現在町内には指定通所介護事業所は2箇所であるが、知的障害者及び障害児の受け入れが可能となることにより新規事業者の参入も期待され、事業所間の競争原理によるサービスの向上と地域雇用の拡大が見込まれます。

なお、当初から適用を受けることを想定している事業所における利用見込者数は、知的障害者が3～7人の一月あたり延べ60人～140人であります。ただし平成17年10月には、近隣の5町村が合併する予定であり、人口10万人の安曇野市が誕生となり利用者の増加・利用率の上昇等により、知的障害者30名程度で一月あたり延べ600人程の利用が見込まれます。

## 8 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連するその他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要とする事項

## 障害者共同作業所の分場

心身障害者等に就労又は技能習得の機会を与え、社会生活への適応性を高めるための各種相談及び継続的、計画的な作業訓練、生活訓練等を通所の方法により行い、在宅障害者の福祉の増進を図る。

- ・対象者 在宅の知的障害者（児）
- ・通所期間 週5日

障害者共同作業所の分場として運営を開始し、特区で計画している知的障害者（児）のデイサービス事業と合わせ、本町における在宅の知的障害者（児）の日常生活の自立を支援する施策の大きな柱として、相互に連携しながら事業を推進する。

その結果、在宅の知的障害者（児）が共同作業所の分場への通所とデイサービス利用を組み合わせることにより1週間のサイクルで必要な支援を受けることが可能となる。

## 施設入所事業（ショートステイ）

隣接町にある知的障害者施設へ一時的に宿泊させ、生活慣習等の指導を行う。

- ・対象者 在宅の知的障害者（児）
- ・利用期間 支援費制度支給決定による

## タイムケア事業

在宅の重度身体障害者及び中程度の知的障害児の介護者が一時的に家庭において介護できないときに、隣人や知人又は指定された民間福祉団体等で保護する。

- ・対象者 在宅の心身障害者（児）
- ・利用時間 年200時間

(別紙)

1 特定事業の名称

指定通所介護事業所等における知的障害児及び障害者の受入事業(906)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の指定通所介護事業所等

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

4 特定事業の内容

特別区域計画認定後、豊科町全域を対象とし、特区内の指定通所介護事業所等において、当該事業所等の定員の範囲内で、町がデイサービス通所事業を提供することが適当と認めた知的障害者及び障害児の受け入れを実施します。

なお、知的障害児(者)の受入見込数及び現在のデイサービス通所事業の利用実績から、デイサービスセンターの利用定員を超過することなく調整が可能であります。

(1) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

事業者の名称及び住所

名称 社会福祉法人 豊科町社会福祉協議会

住所 長野県南安曇郡豊科町大字豊科 4160 番地 1

デイサービス事業所の名称及び住所

名称 豊科町デイサービスセンター

住所 長野県南安曇郡豊科町大豊科 4157 番地 1

指定通所介護事業所、身体障害者デイサービス事業所、知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所

知的障害児(者)の受入見込数及び現在のデイサービス通所事業の利用実績から、デイサービスセンターの利用定員を超過することなく調整が可能であります。

(2) 障害児(者)関係施設から受ける技術的支援の内容

知的障害児(者)の受け入れに関しては、障害児(者)に適切な処遇を行うため、通所介護事業所豊科町デイサービスセンターが、町内にある松本圏域北部障害者総合支援センターあることから、障害の特性に応じた対応方法、介助方法等の技術的支援を受けることとし、デイサービス事業に必要な職員の資質を向上させます。

#### 【技術的支援の概要】

- ・職員研修会への講師派遣（事業準備段階 2回、事業開始後 年4回）
- ・職員の実地研修受入（事業準備段階 1回、事業開始後 年1回）
- ・処遇方法、介助方法等のアドバイス（随時）

#### 【豊科町デイサービスセンターの概要】

施設面積 848.89 m<sup>2</sup>

利用定員 40人（平成15年度平均利用者数25人）

主な設備 機能訓練室（2）、浴室（3）、食堂（1）、静養室（1）、相談室（1）

事業内容 生活指導、機能訓練、介護サービス、介護方法の指導、健康状態の確認  
送迎、給食サービス、入浴サービス

### 5 当該規制の特例措置の内容

豊科町は隣接する松本市のベッドタウン的な要素の比重が大きい町であり、障害児（者）数が年々増加傾向にあります。このような状況の中で障害児や知的障害者のデイサービスのニーズは確実に増加しており、求められるサービスを提供するためには、より身近な場所にある指定通所介護事業所において障害児や知的障害者を受け入れていくことが必要であります。

また、本町の将来的な小規模多機能型施設の役割や施策展開を睨んだ上でも、高齢者と障害児（者）との相互利用が必要であります。

当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要

1. 運営主体 社会福祉法人 豊科町社会福祉協議会
2. 事業所名称 豊科町デイサービスセンター
3. 事業概要 施設面積 848.89 m<sup>2</sup>  
利用定員 40人（平成15年度平均利用者数25人）  
主な設備 機能訓練室（2）、浴室（3）、食堂（1）、静養室（1）、相談室（1）  
事業内容 生活指導、機能訓練、介護サービス、介護方法の指導、  
健康状態の確認、送迎、給食サービス、入浴サービス  
配置職員 生活相談員5人、介護職員18人、  
機能訓練指導員2人、看護職員2人